

# Hiroshima NOW

2

やさしい日本語 No. 22

2024

## 税の申告をする ひつようがある人へ

3月15日（金曜日）までに 税の申告をしてください

「ひろしま市民と市政」1月15日号（pp4-5）

2月16日（金曜日）から 3月15日（金曜日）は 税の申告をする「確定申告」の期間です。  
今回の確定申告をすると 令和5年（2023年）1月1日から 12月31日までの 1年間の  
所得※1の金額と 所得税※2の金額が決まります。

※1 給料などで 自分に入ったお金

※2 所得があった人が 国にはらう税金



### 1. いつまでに 税の申告をしますか？

- 所得税・復興特別所得税、市・県民税、贈与税は、

3月15日（金曜日）までです。

- 個人事業者の消費税・地方消費税は、

4月1日（月曜日）までです。

👉 税の申告をするひつようがある人が 自分の国に帰るときは 日本を出る前に 税の申告をしてください。

### 2. だれが 税の申告をしますか？

みんなが税の申告をする ひつようはありません。あなたが 税の申告をする ひつようがある人か ひつようがない人か わからないときは 下の「4. 税の申告のことを相談したいとき、申告書を出したいとき」に 書いてある相談窓口で 相談してください。

👉 医療費控除※3や 社会保険料控除※4などを受けて 所得税の還付※5がある人は 確定申告をしてください。

※3 「医療費控除」とは、1月1日から12月31日までの 1年のあいだに、あなたが あなた または あなたの家族のために 払った医療費が 決められた金額より多く払ったとき 払ったとき お金がもどってくることです。

※4 「社会保険料控除」とは、あなたが あなたの社会保険料を払ったとき または あなたの配偶者<= 夫や妻>や ほかの家族の人が 払わなくてはならない 社会保険料を あなたが 払ったとき 所得税が 少なくなることです。

★「社会保険料」とは 国民年金、国民健康保険、健康保険・厚生年金保険などに払う お金のことです。

※5 「還付」<sup>かんぷ</sup>とは、払いすぎたお金が<sup>はら</sup> もどってくることです。

👉 災害で被害を受けたり、税金を払うことが難しくなったりしたとき<sup>さいがい ひがい う</sup> 減免<sup>げんめん</sup>※6や猶予<sup>ゆうよ</sup>※7を受け  
 ることができます。くわしいことは 市税事務所市民税係または 税務室に相談してください。

※6 「減免」<sup>げんめん</sup>とは 払う税金が少なくなったり 払わなくてよくなったりすることです。

※7 「猶予」<sup>ゆうよ</sup>とは 税金を払う日を 待ってもらうことです。

### 3. どうやって 「申告書」 <=税を申告するための書類> を つくりませんか？

(1) どこで 申告書<sup>しんこくしょ</sup>をもらうことができますか？

- 所得税<sup>しよとくぜい</sup>の確定申告書<sup>かくていしんこくしょ</sup>などは 国税庁<sup>こくぜいちよう</sup>のホームページから ダウンロードすることができます。または 税務署<sup>ぜいむしょ</sup>などで もらうことができます。
- 市・県民税<sup>しけんみんぜい</sup>の申告書<sup>しんこくしょ</sup>は 広島市役所<sup>ひろしましやくしょ</sup>のホームページから ダウンロードすることができます。または 市税事務所<sup>しぜいじむしょ</sup>市民税係<sup>しみんぜいかかり</sup>・税務室<sup>ぜいむしつ</sup>でもらうことができます。

(2) 申告<sup>しんこく</sup>するために 何<sup>なに</sup>がいりますか？

税<sup>ぜい</sup>の申告<sup>しんこく</sup>するために ひつような書類<sup>しよるい</sup>は 人<sup>ひと</sup>によってちがいます。くわしいことは 国税庁<sup>こくぜいちよう</sup>  
 や 広島市役所<sup>ひろしましやくしょ</sup>のホームページ<sup>ホームページ</sup>を見てください。または あなたが住んでいるところの 税務署<sup>ぜいむしょ</sup>  
 や 市税事務所<sup>しぜいじむしょ</sup>・税務室<sup>ぜいむしつ</sup>に聞いてください。

★ 申告書<sup>しんこくしょ</sup>にはマイナンバー<sup>マイナンバー</sup>を 書<sup>か</sup>かなくてはいけません。そのため つぎの①または②  
 の どちらかがいります。①のマイナンバーカード<sup>マイナンバーカード</sup>を 持<sup>も</sup>っていない人<sup>ひと</sup>は ②のものが  
 いります。

① マイナンバーカード

② マイナンバーがわかるもの。(たとえば「通知カード<sup>つうち</sup>※」などです。) また あなたの  
 ことがわかるもの (たとえば 在留カード<sup>ざいりゆう</sup>、運転免許証<sup>うんでんめんきょしょう</sup>、国民健康保険証<sup>こくみんけんこうほけんしょう</sup>などです。)  
 を 見<sup>み</sup>せるか、コピ<sup>み</sup>ーをつけてください。

※ 「通知カード<sup>つうち</sup>」は カード<sup>カード</sup>に書<sup>か</sup>いてある 名前<sup>なまえ</sup>と住所<sup>じゅうしょ</sup>などが 住民票<sup>じゅうみんひょう</sup>と同じとき  
 だけ 使<sup>つか</sup>うことができます。

(3) 確定申告書<sup>かくていしんこくしょ</sup>は 国税庁<sup>こくぜいちよう</sup>のホームページ<sup>ホームページ</sup>でも つくることができます。(「e-Tax」とい  
 ます。)

スマートフォンや パソコンで 確定申告書<sup>かくていしんこくしょ</sup>をつくって、e-Tax<sup>おく</sup>で送<sup>おく</sup>ることができます。

e-Taxをつかうと 家<sup>いえ</sup>などから 税<sup>ぜい</sup>の申告<sup>しんこく</sup>の手続き<sup>てつづ</sup>をすることができます。

e-Taxは 3月15日まで 24時間いつでも つかうことができます。つくったデータを  
 のこしておけば つぎの年<sup>とし</sup>も そのデータを つかうことができます。

e-Taxのくわしいことは、国税庁<sup>こくぜいちよう</sup>のホームページ<sup>ホームページ</sup>を見てください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/index.html> (日本語)



#### 4. 税の申告のことを相談したいとき、申告書を出したいとき

##### 所得税、贈与税、消費税・地方消費税の申告をする

あなたが住んでいるところの 税務署に申告書を出します。

しかし、広島東、広島南、広島西、広島北、廿日市、海田に住んでいる人は 2月16日から 3月15日までの間に 「合同申告会場」で 税の申告をしてください。「合同申告会場」のくわしいことは 下を見てください。

※ 廿日市に住んでいる人は 廿日市税務署でも 税の申告をすることができます。また 海田に住んでいる人は 海田税務署でも 税の申告をすることができます。

##### 【広島東、広島南、広島西、広島北、廿日市、海田税務署の合同申告会場】

場所：「NTTクレドホール」基町クレド（中区基町6-78 パセーラ11階）

あいている日：2024年2月16日（金曜日）から 3月15日（金曜日）まで

申告書を出すことができる時間：午前8時30分から 午後4時まで

申告のことを相談できる時間：午前9時から 午後5時まで

休み：土曜日、日曜日、祝・休日（日本の休みの日）

※ 広島東、広島南、広島西、広島北の税務署に 税の申告をする人だけ 2月25日（日曜日）に 申告の相談をすることと 申告書を出すことができます。

※ 合同申告会場では スマートフォンで 申告書をつくる お手伝いもします。

##### ★ 会場に入るためには 「入場整理券」 <=会場に入るための チケット>がいます

入場整理券は その日に 会場くばります。また 会場へ行く前に LINE（ライン）をつかって オンラインで 入場整理券をもらうこともできます。

入場整理券には あなたが 会場に入ることができる時間が 書いてあります。

たくさんの人に 入場整理券をくばった日は ほかの日に来てくださいますと お願いすることもあります。

##### と 問いあわせ：税務署

税務署	Tel.	税務署	Tel.
広島東	082-227-1155	廿日市	0829-32-1217
広島南	082-253-3281	海田	082-823-2131
広島西	082-234-3110	吉田	0826-42-0008
広島北	082-814-2111		

##### 市・県民税の申告をする

###### ● 申告書を出すところ：

あなたが住んでいる区の 市税事務所市民税係・税務室に 申告書を出します。

###### ● 申告のことを相談するところ：

区役所や 公民館などで 申告のことを相談できます。いつ、どこで相談できるかを

知りたいときは 広島市役所のホームページを見てください。

と  
問い合わせ：

しぜいじむしょしみんぜいかかり      どようび      にちようび      しゆく      きゅうじつ      にほん      やす      ひ      やす  
市税事務所市民税係      ※土曜日、日曜日、祝・休日（日本の休みの日）は      休みです。

しぜいじむしょ 市税事務所	たんとう 担当している区	かかり 係	Tel.
ちゅうおう 中央 なかやくしよない (中区役所内)	なかく 中区	だいちしみんぜいかかり 第一市民税係	082-504-2564
	みなみく 南区	だいにしみんぜいかかり 第二市民税係	082-504-2751
とうぶ 東部 ひがしくやくしよない (東区役所内)	ひがしく 東区	しみんぜいかかり 市民税係	082-568-7719
	あきく 安芸区		
せいぶ 西部 にしやくしよない (西区役所内)	にしく 西区	だいちしみんぜいかかり 第一市民税係	082-532-0942
	さえきく 佐伯区	だいにしみんぜいかかり 第二市民税係	082-532-1012
ほくぶ 北部 あさみなみくやくしよない (安佐南区役所内)	あさみなみく 安佐南区	だいちしみんぜいかかり 第一市民税係	082-831-4935
	あさきたく 安佐北区	だいにしみんぜいかかり 第二市民税係	082-831-5016

ぜいむしつ      どようび      にちようび      しゆく      きゅうじつ      にほん      やす      ひ      やす  
税務室      ※土曜日、日曜日、祝・休日（日本の休みの日）は      休みです。

ぜいむしつ 税務室	Tel.
みなみ      みなみくやくしよ 南（南区役所）	082-250-8946
あき      あきくやくしよ 安芸（安芸区役所）	082-821-4913
さえき      さえきくやくしよ 佐伯（佐伯区役所）	082-943-9716
あさきた      あさきたくやくしよ 安佐北（安佐北区役所）	082-819-3913